

那珂川市子どもの権利条例素案

修正後	修正後（追加1）
前文	
子どもは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。 子どもは、日本国憲法と児童の権利に関する条約において、生まれながらにして成長・発達する権利が保障されています。充実した生活を送り成長・発達していくことで、自分の可能性に気づき、自信を持ち、そして主体的に生きていくことができるようになります。 子どもは、家庭・育ち学ぶ施設・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。 大人は、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として認め、子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で子どもにとって最もよいことを発見し、それを実現することが求められています。子どもと対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつようにすることが大切です。 私たちは、<u>大人が子どもの権利を保障することで、子どもたちが平和と四季折々の那珂川市の自然のなかで、心身ともに健やかに成長・発達することができる、子どもにやさしいまちづくりを未来に向かって進めていくことを約束します。</u>	子どもは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。 子どもは、日本国憲法と児童の権利に関する条約において、生まれながらにして成長・発達する権利が保障されています。充実した生活を送り成長・発達していくことで、自分の可能性に気づき、自信をもち、そして主体的に生きていくことができるようになります。 子どもは、家庭・育ち学ぶ施設・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。 大人は、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として認め、子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で子どもにとって最もよいことを発見し、それを実現することが求められています。子どもと対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつようにすることが大切です。 私たち大人は、<u>子どもの権利を保障し</u>、子どもたちが平和と四季折々の那珂川市の自然のなかで、心身ともに健やかに成長・発達することができる、子どもにやさしいまちづくりを未来に向かって進めていくことを約束します。
第3章　子どもの権利の保障	
（<u>家庭における権利の保障</u>） 第9条　保護者は、子どもにとって最も大切な存在であるとともに、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任があります。 2　保護者は、子どもの権利を保障し、子どもと発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で、子どもにとって最もよいことを第一に考えなければなりません。	（<u>家庭の役割</u>） 第9条　保護者は、子どもにとって最も大切な存在であるとともに、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任があります。 2　保護者は、子どもの権利を保障し、子どもと発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で、子どもにとって最もよいことを第一に考えなければなりません。
（<u>育ち学ぶ施設における権利の保障</u>） 第10条　育ち学ぶ施設の管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、子どもの権利を保障し、子どもが主体的に考える力を身に付けられるように努めなければなりません。 2　育ち学ぶ施設関係者は、子どもとコミュニケーションを図り、子どもの気持ち又は考えを受け止め、相談に応じるように努めなければなりません。	（<u>育ち学ぶ施設の役割</u>） 第10条　育ち学ぶ施設の管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、子どもの権利を保障し、子どもが主体的に考える力を身に付けられるように努めなければなりません。 2　育ち学ぶ施設関係者は、子どもとコミュニケーションを図り、子どもの気持ち又は考えを受け止め、相談に応じるように努めなければなりません。
（<u>地域における権利の保障</u>） 第11条　市民及び事業者は、子どもの権利を保障し、子どもを地域の一員として認め、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるように努めなければなりません。	（<u>地域の役割</u>） 第11条　市民及び事業者は、子どもの権利を保障し、子どもを地域の一員として認め、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるように努めなければなりません。